

KPMG Insight

KPMG Newsletter

September 2013



cutting through complexity

Tax Reform

Volume 2

韓国進出時の留意点（FTA、進出形態、税制、労務等）

KPMG 韓国 ソウル事務所

シニアマネジャー 藤原 良介

韓国は国土面積 10.2 万平方キロメートル、人口 5,095 万人、2012 年の 1 人当たり GDP は 2 万ドルを超えており、OECD 加盟国の 1 つとなっています。

日本と地理的に近いことのみならず、近年はサムスン電子、現代自動車、ポスコ等のグローバル企業が出現し、特に新興国市場を中心として日本企業の強力な競争相手となっています。

こうしたグローバル企業の存在に加えて韓国政府による外国人投資誘致の後押しもあり、日本から韓国への直接投資も活発です。電子電機および自動車産業向けの部品・素材産業を中心に 2012 年は 38.4 億ドルの投資があり、日本は米国を抜いて国別投資額で 1 位を記録しました。また所得水準の向上もあり、製造業のみならず、小売・サービス業などの進出も盛んになっています。

本稿では、韓国進出の際に日系企業が留意する事項について、外国人投資関連法、税法、労務を中心とした主要な制度について解説いたします。

なお本文中の意見は、筆者の私見であることをお断りいたします。



ふじわら りょうすけ
藤原 良介

KPMG 韓国 ソウル事務所
シニアマネジャー

【ポイント】

- 韓国は幅広い FTA ネットワークを構築しており、日本企業もメリットの享受が可能である。
- 付加価値税は税金計算書方式で計算・納付しなければならず、厳格なルールが定められている。
- 日本人駐在員の社会保険は申請手続により免除申請が可能である。
- 法定期間制度に見合う積み立てを進出企業は準備する必要がある。

I 韓国経済概況と日本との経済交流

1. 韓国経済概況

韓国経済はリーマンショックで一時的に落ち込んだ2008年および2009年を除くと直近10年はGDPの成長率で4～6%を記録し、堅調な経済成長を続けてきました。EUおよび中国経済の減速の影響で2012年は2%台の低成長を記録したものの、

新興国や米国経済の回復を背景に2013年は韓国経済も回復が見込まれ、飛躍的な成長は見込まれないものの今後も安定した成長が予想されています（図表1参照）。国家財政も比較的健全で、外貨準備高も3,288億ドルと豊富で世界第7位の金額を保有しています。

2. 日本と韓国の経済交流

韓国と日本との貿易は活発であり、2012年では日本から韓国への輸出は643億ドル、韓国から日本への輸入は388億ドル

図表1 過去10年の実質GDP成長率推移(%)

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013 (予測)
実質 GDP 成長率	4.6	4.0	5.2	5.1	2.3	0.3	6.3	3.6	2.0	2.8

出所：韓国銀行

となっています。韓国からみると日本は中国および米国に次ぐ第三の輸出相手国、輸入では中国に次ぐ第2位の貿易相手国となっています。一方日本から見ても中国および米国に次ぐ第3位の輸出相手、輸入では第6位の国であり、日韓双方で貿易相手国として重要な位置を占めていると言えます。

日韓貿易は韓国の構造的な赤字が続いている。これは日本から中間財および資本財を輸入し、それらを加工・組立てて輸出するという韓国の産業構造に起因しており、日本からの輸出品目金額上位は鉄鋼版、半導体、プラスチック等となっています(図表2参照)。

図表2 日本からの主要輸出品目

順位	品目	金額 (億ドル)	構成比 (%)
1	鉄鋼板	46	7.2
2	半導体	45	7.1
3	プラスチック製品	39	6.1
4	半導体製造用設備	32	5.0
5	合金鉄、銑鉄およびスクラップ	25	3.9
合計額		643	100.0

出所：韓国貿易協会

ただし2012年の赤字幅は255億ドルと2年連続縮小しており、これは日本の部品素材に対する依存度の減少、日本企業を含む外国企業の現地生産の増加、韓国企業による中核部品の輸入先の多角化などが寄与したと思われます。

また日本からの輸出のみならず、スピードを重視してタイムリーな供給を求める韓国のグローバル企業の要請を受けて多くの部品・素材産業分野の企業がすでに韓国に大規模な投資を行っています。2000年代以降の韓国企業の成長に合わせる形で、電子部品、半導体製造装置、石油化学製品、炭素繊維等の分野で日本企業による大規模な投資が行われています。

II 韓国のFTAネットワーク

国内市場規模が小さい韓国経済は外需の取込みが経済成長の重要な要素となっています。そのために近年韓国政府は世界各国・地域とFTAネットワーク構築に力を入れてきました。

1. 韓国のFTAネットワーク構築状況

韓国のFTAネットワーク構築状況は図表3のとおりです。EUおよび米国等の主要国とすでにFTAを結んでおり、中国とも日本に先んじて交渉を開始しています。

韓国とFTA発行済みの国・地域との貿易額は、韓国の全貿

易額の33.9%を占め、交渉中まで含むと81.1%に達しています。比率は日本の場合それぞれ18.6%および40.3%ですので、韓国はFTA網構築で先進国と言えます。

図表3 韓国のFTAネットワーク構築状況

国・地域	状況	備考
チリ	2004年4月発効	-
シンガポール	2006年3月発効	-
EFTA(南米)	2006年9月発効	-
ASEAN	2007年6月発効	-
インド	2010年1月発効	-
EU	2011年7月発効	-
ペルー	2011年3月発効	-
米国	2012年3月発効	-
中国	交渉中	2012年5月交渉開始
日本	交渉中断	2012年5月に最後の実務者協議開催
日中韓	交渉中	2013年3月交渉開始

出所：JETRO 韓国経済情報

2. 日本企業による韓国FTAの利用事例

韓国自動車産業は国産比率が高いためEUおよび米国への輸出時にFTAのメリットを多く享受したと言われていますが、韓国のFTA網は日本企業も活用することが可能です。日本企業の中にも韓国が締結したFTAのメリットを享受して取引を実施している事例があります。

① 韓米FTAおよび韓EUFTAの利用

従来日本の工場で生産していた製品を韓国工場での製造に切り替え、FTAを利用してEUおよび米国への輸出を開始し、関税のメリットを享受する事例。

② 韓米FTAの利用

従来日本の工場から韓国向けに輸出していた製品を、米国工場から韓国向けの輸出に切り替え、関税のメリットを享受する事例。

III 進出形態の比較

1. 進出形態

日系企業の韓国への進出形態はその種類と特徴により、次のように区分することができます。

- ① 韓国企業を代理店に指定し、事業を営む形態
- ② 連絡事務所を設置し、市場調査や事業妥当性を検討する形態
- ③ 支店を設置する形態
- ④ 韓国の法律に基づく子会社および合弁会社を新設する形態
- ⑤ 韓国既存会社の株式のすべてまたは一部を買収する形態

2. 進出形態の比較

日系企業の韓国への主な進出形態である現地法人、支店および連絡事務所の特徴を比較すると図表4のように区分されます。

設立所要日数は比較的短く、現地法人および支店で2～3週間程度、連絡事務所の場合は1～2週間で可能となります。ただし監督官庁の許認可が必要な事業を営む場合や、企業結合申告が必要な場合は設立手続以外に別途申請受領までの日数が必要となります。

連絡事務所は営業活動が禁止されているため市場調査や業務連絡などの限定的な範囲での活動のみとなります。営業活動を行う場合は現地法人または支店を設立する必要があります。営業活動が可能な点では現地法人と支店との差異はありませんが、設立時に要する時間とコスト、駐在員ビザ取得の容易性、韓国における信用度等を考慮し、日本企業の場合実務上は現地法人での進出を選択する場合が多いと言えます。

図表4 現地法人、支店、連絡事務所の比較

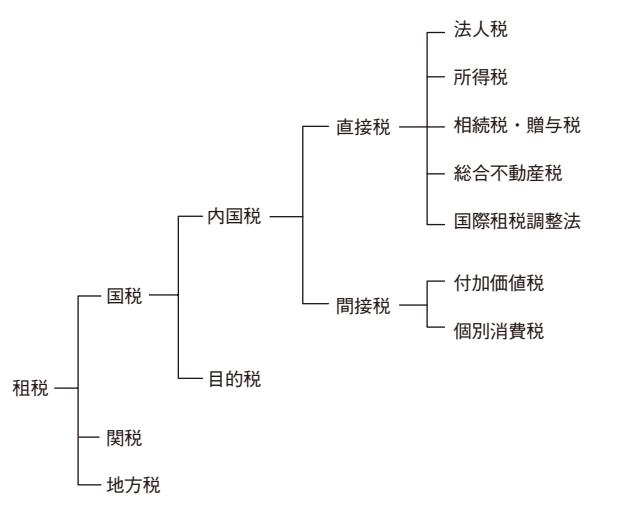
項目	現地法人 (株式会社)	支店	連絡事務所
根拠法	外国人投資促進法	外国為替取引法および外国為替取引規程	同左
事業活動範囲	原則としてすべての事業が可能(外国人投資が禁止された業種、または外国人投資に対する許容基準のある業種を除く)	申告された活動の範囲内だけで営業可能。	申告された活動(業務連絡と市場調査等の事業遂行においての予備的で補助的な活動)のみを行うことができる。
設立および設置手続	<ul style="list-style-type: none"> — 外国為替銀行への外国人投資申告 — 商業登記所への設立登記 — 税務署への事業者登録 — 外国人投資企業の登録 — 個別法で要求される許認可申請 	<ul style="list-style-type: none"> — 外国為替銀行への設置申告 — 商業登記所への設置登記 — 税務署への事業者登録 — 個別法で要求される許認可申請 	<ul style="list-style-type: none"> — 外国為替銀行への設置申告 — 税務署への固有番号申請
出資方法あるいは資金調達方法	<ul style="list-style-type: none"> — 出資および増資の方法で可能であるが、別途の手続(外国人投資申告および裁判所登記など)が必要 — 最少出資金額は1億ウォン 	<ul style="list-style-type: none"> — 本社からの営業資金導入の方法で別途の申告無しに隨時調達が可能 — 導入金額の制限はない。 	該当なし
銀行からの国内借入	可能	法律上の制限はないが、実務上は困難。	同左
外国からの直接借入	可能	該当なし	同左
決算利益の送金	配当として源泉徴収後送金可能。	決算純利益を本店に送金可能。源泉徴収対象外。	該当なし
税法上の課税対象	国内外所得に対して課税。	支店帰属韓国源泉所得に対して課税。	本来法人税納税義務はないが、営業活動を行う場合は支店とみなされて課税される。
韓国税法上の特典	可能 (高度技術随伴事業、産業支援サービス業、外国人投資地域入居事業等)	該当なし	該当なし
理事(=取締役)の選任	代表理事(取締役)を含む3名以上、監査役1名以上。 国籍不問、非常勤者も選任可能。 ※ 資本金が10億ウォン未満の会社は取締役1名以上を選任すれば足り、監査役の選任不要。	該当なし	同左

N 稅務

1. 韓国の租税体系

韓国の税務体系は日本の税務と類似する部分も多く、比較的理 解しやすいものとなっています。日系企業が韓国内で事業を行 う際に関連する主な税法は図表5のとおりです。

図表5 韓国租税制度体系



2. 法人税法

(1) 法人税率

法人税率は図表6のとおりです。他のアジア諸国と同様に韓国も段階的に法人税率を下げ2012年以降は以下の税率となっています。国税である法人税に加えて地方所得税が別途10%発生するため、実効税率は24.2%となっています。

図表6 法人税率表

課税標準	税率
2億ウォン以下	10%
2億ウォン超過 200億ウォン以下	2千万ウォン + 2億ウォン超過額の20%
200億ウォン超過	39億8千万ウォン + 200億ウォン超過額の22%

*地方所得税が上記法人税（国税）に対して別途10%発生する。

(2) 申告納付期限

法人税は事業年度終了日から3ヶ月以内に申告納付しなければなりません。申告方法は書面申告と電子申告の選択が可能ですが、実務上は電子申告が一般的です。

また、中間予納制度も定められており、直前実績基準と仮決算基準のどちらかを選択して決算の中間時点で納付する必

要があります。

3. 付加価値税法

(1) 付加価値税制度の概要

韓国付加価値税は日本の消費税に相当し、個々の財貨や役務提供に対して課され、生産・流通の各段階で発生し最終的に消費者に転嫁される間接税であり、税率は1977年の導入以来10%が維持されています。

生産・流通の各段階の販売者は、販売時に購入者から付加価値税を徴収（売上税額）し、その徴収額から仕入時に支払った付加価値税（仕入税額）を控除してその残額を国税として納付することになります。

(2) 税金計算書制度

財貨または役務を提供する事業者は、提供時に税金計算書（Tax invoice）を財貨または役務の提供を受ける者に対して発給することが義務付けられています。請求書等保存方式を採る日本の制度とは異なり、韓国では付加価値税計算に税金計算書方式（Invoice方式）を採用しており、厳格な計算が必要です。税金計算書は単に取引資料としてのみ活用されるだけでなく、付加価値税を徴収したことを証明する領収書としての効力をもつ最も重要な書類となります。

また、紙の税金計算書の場合、事業者による作成、申告および保管または当局による虚偽の税金計算書摘発のために多くの時間とコストが発生していましたが、これを解消するため2011年1月1日以降法人事業者に対しては電子的方法で税金計算書を発給（電子税金計算書）することが義務付けられました。

(3) 申告納付期限

韓国の付加価値税は年2回の確定申告とそれぞれの中間に予定申告が定められています。下記申告期限は決算期にかかわらず定められているため注意が必要です。

- ① 第1期予定申告期限：4月25日
- ② 第1期確定申告期限：7月25日
- ③ 第2期予定申告期限：10月25日
- ④ 第2期確定申告期限：翌年1月25日

(4) ゼロ税率

国際的二重課税を防止して輸出を促進する目的で供給価額にゼロ税率を適用し、自己が負担した仕入税額全額の還付を受ける完全免税制度が設けられています。財貨の輸出取引、国外提供役務等が対象となります。

4. 個人所得税

韓国所得税法は国籍にかかわらず、居住者または非居住者に区分してそれぞれの課税対象範囲を定めています。居住者

に対しては全世界所得が、非居住者に対しては韓国内源泉所得のみが、それぞれ課税対象となり韓国における納税義務が発生します（図表7参照）。

図表7 居住者・非居住者の区分

納税義務者	定義	課税対象所得の範囲
居住者	韓国内に住所を有するかまた1年以上居所を有する者、次の各号の1つに該当する者は国内に住所を有する者とみなされる。 イ) 継続して1年以上居住を必要とする職業者 ロ) 家族、職業および資産状態からみて引き続き1年以上居住すると認められる者	全世界所得
非居住者	居住者以外の者	国内源泉所得のみ

(1) 所得税と納税制度

韓国では日本の所得税と類似した制度が設定されています。

① 源泉徴収制度

使用者は「源泉徴収簡易税額表（国税庁）」に従って給与支給額と扶養家族をもとに所得税を徴収し、徴収額を翌月10日までに納付する必要があります。

② 年末調整

課税期間（1月～12月）の所得を合算して、図表8に従って税金額を決定し、毎月徴収された既納付税額合計と決定税額の差額分を翌年度2月分の給与支給時に追加徴収もしくは還付して調整を行う必要があります。

図表8 所得税率表

課税所得金額	税率
1,200万ウォン以下	6%
1,200万ウォン超 4,600万ウォン以下	72万ウォン + 1,200万ウォン超過額の15%
4,600万ウォン超 8,800万ウォン以下	582万ウォン + 4,600万ウォン超過額の24%
8,800万ウォン超 3億ウォン以下	1,590万ウォン + 8,800万ウォン超過額の35%
3億ウォン超過	9,010万ウォン + 3億ウォン超過額の38%

※住民税（地方税）が上記所得税（国税）に対して別途10%発生する。

③ 確定申告制度

給与所得以外の所得や日本など韓国外で発生する所得がある場合、所得計算は年末調整で完結せず、別途確定申告を

行って所得税を計算・納付する必要があります。確定申告の期限は課税期間終了後の、翌年5月末日となります。

(2) 日本人駐在員の所得税計算

前述（1）のように、所得税は図表8の所得税率表を利用して計算するのが原則ですが、外国人である日本人駐在員の場合は租税特例制限法を適用して単一税率（17%）での計算と図表8の累進税率（6～38%）での計算のうち有利な方法を選択して計算・納付を行うことができる税務上の恩典が与えられています。

5. 日韓租税条約

日韓両政府は、「所得に対する租税の二重課税回避と脱税防止のための条約（以下「日韓租税条約」という）」を締結しており、同条約は一方または両締約国の居住者である個人・法人その他団体に適用されます。

日韓租税条約の課税方法は図表9のとおりです。

6. 移転価格税制

(1) 移転価格税制制度の概要と現況

韓国の移転価格税制は1997年に制定された「国際租税調整に関する法律（以下「国租法」という）」に基づいて運用されています。原則としてOECD移転価格ガイドラインを参考にして作成されており、日本の移転価格税制と韓国の移転価格税制は概ね類似した規定となっています。

韓国は比較的移転価格の執行に積極的な国であることに加え、2013年に誕生した朴槿恵政権は社会福祉財源確保のために税務調査を強化する方針を打ち出しています。経営環境が厳しいとされる中小企業に対する税務調査は前年並みの水準で抑える一方で国内財閥系企業や外資系企業に対する税務調査が強化されています。外資系企業に対しては中でも移転価格課税が重点項目とされており、2013年に入って日本企業および欧米企業に対して多額の追徴事例が発生しています。

(2) 正常価格算出方法

国租法および同施行令では以下の方法により正常価格を算出することを定めています。また各取引の状況に応じて最適な方法を採用するいわゆるベストメソッドルールが2010年以降適用されています。

- ① 比較可能第三者価格法（CUP）
- ② 原価加算法（CPM）
- ③ 再販売価格法（RPM）
- ④ 利益分割法（PSM）
- ⑤ 取引純利益率法（TNMM）
- ⑥ その他取引の実質と慣行を勘案して合理的であると認定される方法

図表9 日韓租税条約上の所得種類別課税方法

所 得	区分	課税方法
不動産などの所得 (第 6 条)		— 不動産などの所在地国で課税
事業所得 (第 7 条)	原則	— 居住地国で課税
	特例	— 固定事業場を通じて事業を遂行する場合、固定事業場に帰属される所得に限り固定事業場の所在地国で課税が可能
船舶・航空機等の所得 (第 8 条)		— 居住地国で課税
受取配当 (第 10 条)	原則	— 配当支払法人所在地国で課税 — 制限税率 ・配当支払法人持分を 25%以上所有する場合 : 5% ・その他の場合 : 15%
	特例	— 配当受取法人所在地国で課税が可能
受取利息 (第 11 条)	原則	— 利息支払法人所在地国で課税 — 制限税率 : 10%
	特例	— 利息受取法人の所在地国で課税が可能
使用料所得 (第 12 条)	原則	— 使用料所得を支払法人所在地国で課税 — 制限税率 : 10%
	特例	— 使用料所得受取法人所在地国で課税が可能
不動産等の譲渡所得 (第 13 条)		— 不動産等資産所在地国で課税
有価証券譲渡所得 (第 13 条)	原則	— 居住地国で課税
	特例	— 有価証券発行法人所在地国で課税 ・資産が主に不動産である法人の株式 ・25%以上所有法人の株式 ・法人持分 5%以上を譲渡する株式
独立的的人的役務所得 (第 14 条)	原則	— 居住地国で課税
	特例	— 役務遂行地国で課税 ・固定施設を保有し、人的役務が固定施設に帰属する場合 ・当該課税年度のうち計 183 日を超えて滞留する場合
従属的的人的役務所得 (第 15 条、第 16 条)	原則	— 役務遂行地国で課税
	特例	— 取締役 ・取締役所属法人所在地国で課税 — 外国航行船舶などの乗務員 ・国際運輸企業の所在地国で課税 ・乗務員の居住地国で課税
その他所得 (第 22 条)	原則	— 居住地国で課税
	特例	— 固定事業場を通じて事業を行うことにより支払われる所得に関連する権利等が、固定事業場と実質的に関連する場合は、固定事業場の所在地国で課税 — 特殊関係者間の取引により発生した所得が、特殊関係のない者間の取引で発生したであろう金額を超過する場合、超過金額に対してはその所得が発生した国家で課税

(3) 文書化規程

米国、中国の同時文書化規定同様に、法人税申告期限（決算日後3ヵ月以内）までに作成しなければならないこととされていますが、申告時の提出義務はありません。ただし税務当局から移転価格文書の提出を要請された場合、資料提出依頼

日から原則として60日以内に提出する必要があります。提出資料未提出の場合のペナルティも定められており、最高1億ウォンのペナルティが追徴されます。

(4) 事前価格承認制度 (APA)

事前価格承認制度とは、納税者と課税当局との摩擦を除いて課税の安定性を提供する制度です。居住者である企業は、特定の正常価格算出方法を適用しようとする一定期間の課税年度中、最初の課税年度終了日までに国税庁に承認申請をすることができます。

事前価格承認制度には韓国の課税当局が租税条約の締結相手国と相互協議を経て決定する方法 (バイラテラル APA) と韓国の課税当局が単独に決定する方法 (ユニラテラル APA) の2つがあります。

も国民健康保険に準ずる医療保険の恩恵を受ける者は別途の申請により健康保険の加入が除外されます。

i) 所得の種類

- 海外会社が負担する勤労所得 (いわゆる乙種勤労所得) のみ発生する場合

ii) 健康保険適用基準第3条第5項による除外事由

- 外国の法令により医療保障を受ける場合

- 外国の保険により医療保障を受ける場合

- 使用者との契約等により医療保障を受ける場合

V 労務

1. 社会保険

(1) 社会保険制度の概要

韓国では1人以上の勤労者を雇用する事業を営む場合、事業主の意思、業種、売上規模、個人事業または法人形態であるかを問わず、すべての事業者が社会保険制度に加入しなければならないとされています。法人の場合は勤労者（使用者）が存在せず代表取締役一人のみが存在する会社であっても義務加入対象となります。韓国で定められている社会保険制度は以下のとおりです。

- ① 国民年金
- ② 国民健康保険（老人長期療養保険を含む）
- ③ 雇用保険
- ④ 産業災害補償保険

(2) 日本人駐在員の場合

前記(1)の原則的な既定があるものの、外国人である日本人駐在員の場合、一定の手続により免除を受けることができます。

各保険制度の取扱いは以下のとおりです。

① 国民年金

日韓社会保障協定により、以下の3要件を満たす場合には、韓国での国民年金加入対象から除外することが可能とされています。

- i) 日本の厚生年金保険の被保険者であること
- ii) 日本の事業主との雇用関係が継続すること (日本事業主に勤労を提供し、その事業主が労務管理をして給与を支払うこと)
- iii) 派遣期間が5年を超えないこと

② 国民健康保険（長期療養保険を含む）

国民健康保険は外国人駐在員も加入対象とされていますが、在外国民および外国人駐在員のうち、以下に該当し、国内で

③ 雇用保険

ただし日本人駐在員は、D-7（駐在）、D-8（企業投資）、D-9（貿易）のビザを有する場合雇用保険制度の加入対象外とされています。したがって保険料支払いは発生しません。

④ 産業災害保険

代表者を除く日本人駐在員も加入義務（会社負担のみで、従業員負担なし）があります。ただし海外会社が負担する乙種勤労所得のみ発生する日本人駐在員は加入除外となります。

(3) まとめ

韓国現地拠点のみ負担する給与（いわゆる甲種勤労所得）が発生する日本人駐在員の社会保険の加入義務をまとめると図表10のとおりとなります。

図表10 日本人駐在員の社会保険

日本人駐在員の役職区分	国民年金	国民健康保険	雇用保険	産業社会保険
代表者	免除可能	免除可能	保険対象外	保険対象外
勤労者	免除可能	免除可能	保険対象外	加入義務あり

2. 退職給付制度

(1) 退職給付制度の概要

韓国の退職給付制度では法定退職金（退職給付保障法第8条）が制度化されている点に特徴があります。使用者は下記①～③の「退職金」または「退職年金制度」のうち1つ以上を設定して退職給付として退職者に支給しなければなりません。

- ① 退職金制度
- ② 確定給付型退職年金制度
- ③ 確定拠出型退職年金制度

政府は2005年に導入した退職年金制度への長期移行を推進しており、2012年7月26日以降に新設された事業場（現地法人等）については、設立後1年以内に退職年金制度の設定を義

務付けています。これによりこれまで十分とはいえたかった国民の老後生活資金の安定化を図ろうとしています。

(2) 退職金の算定方法

退職金は以下の計算式で算定します。

$$\text{退職金} = \text{継続勤労年数} (\text{在職日数} / 365) \times 30\text{日分の平均賃金}$$

平均賃金とは「算定事由が発生直近3ヶ月間に勤労者に対して支給した賃金の総額をその期間の総日数で除した金額」とされています。すなわち退職直前の従業員の給与水準が退職金支給に大きく影響することになります。

なお、平均賃金には「定期的または一律的に支給される固定的給与」を含めることとされており、基本給以外に支給される諸手当の一部も含めることになります。

また、従業員の継続勤労年数が1年未満の場合には退職金支給義務は発生しませんが、1年以上継続勤労をした場合は、1年未満の勤続日数に対しても退職金を算定して支払わなければなりません。

(3) 退職金の退職前給付（中間精算）

韓国では企業が積み立てた退職金について1年以上勤務した従業員が要請し、これに会社が同意すれば、退職以前であっても支給を受けることが可能とされており、これを退職金中間精算と呼んでいます。

以前は理由に関係なく中間精算が可能でしたが、2012年7月26日以降は大統領令に定められた事由（無住宅者の住宅購入、病気療養、天災等）に限り、退職金中間精算が認められることになりました。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG 韓国 ソウル事務所
シニアマネジャー 藤原 良介
TEL : +82-2-2112-0263
ryosukefujiwara@kr.kpmg.com

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.or.jp



本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を細密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2013 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.